

## 第4章 町づくりの基本的な方向

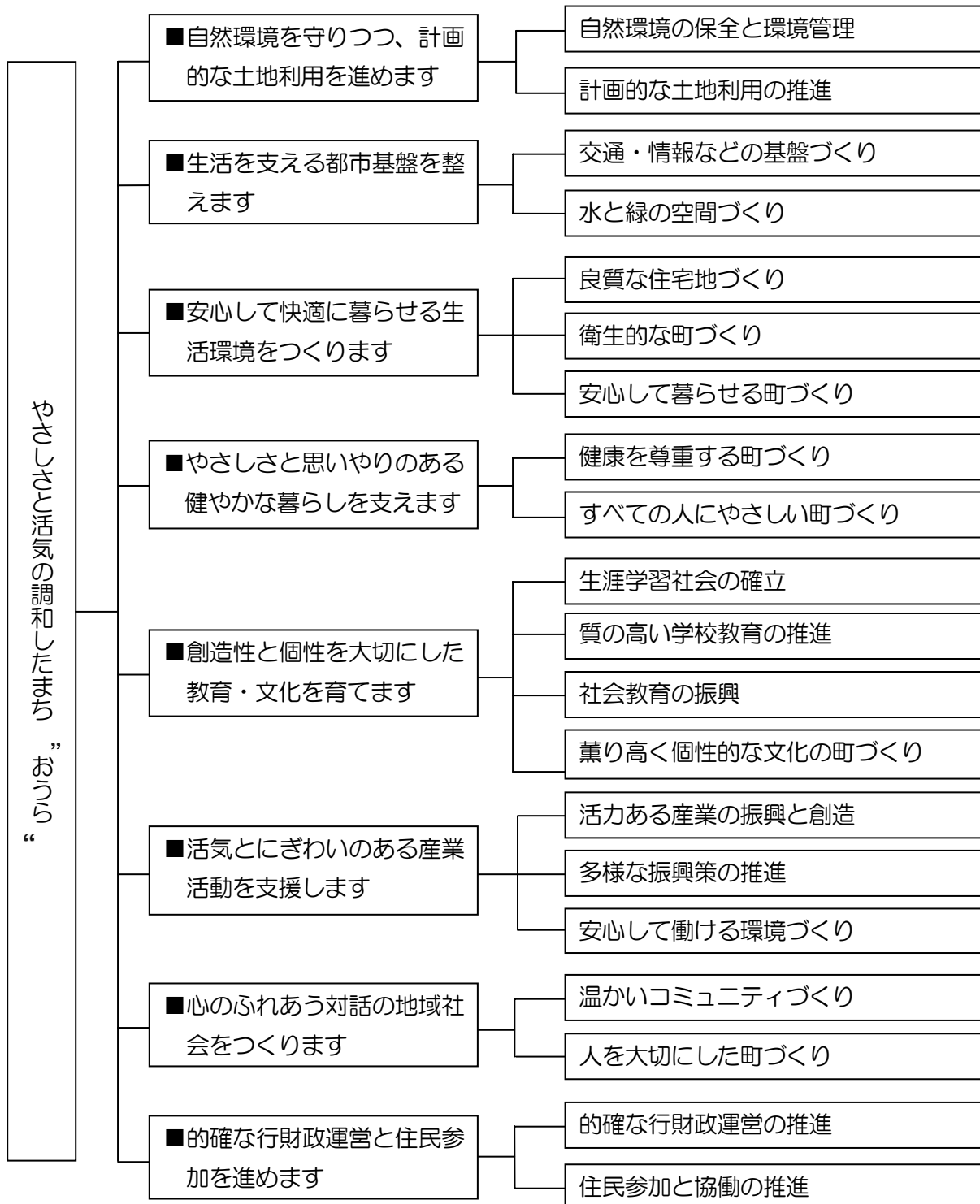
「町の将来像」「町づくりの目標」「町づくりの基本的な方向」の体系は、下に示すとおりとします。

次ページ以降に、8つの目標ごとの「町づくりの基本的な方向」を整理しています。

【町の将来像】

【町づくりの目標】

【町づくりの基本的な方向】



## 4-1 自然環境を守りつつ、計画的な土地利用を進めます

### 1 自然環境の保全と環境管理

#### ①自然の保全

農村空間とそこに点在する平地林、多々良沼公園などの自然環境を町の貴重な財産として、今後も守り育てていきます。

町の将来の発展のため、都市的な土地利用に転換することが求められる場合も想定されますが、自然環境の保全に配慮しつつ、計画的な町づくりをおこなっていきます。特に町内に多く残る平地林などは、本町のみならず周辺の市町にとっても貴重なものであり、保全・活用に努めます。

こうした自然環境は、日頃から人がしっかりと手を入れることで今日まで残されてきました。今後も適切な維持・管理に努めていくとともに、場所によっては、緑地や水辺の空間をより身近に感じ、ふれあい、親しむことができるように、必要な整備をおこなっていきます。

#### ②環境保全

温室効果ガス\*の排出量の増加にともなう温暖化や酸性雨\*の発生、砂漠化など、地球規模の環境問題がクローズアップされ、我が国でもその解決に向けた取り組みが始められています。本町でも、住民・事業者・行政の連携により身近な取り組みをおこなうことで、地球規模の問題解決への寄与を図ります。

一方で、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動・悪臭など、身近な生活公害を含めた環境問題に的確に対処していきます。発生を未然に防止し、万一問題が発生しても迅速で適切な処理をおこなえるよう体制の充実を図ります。事業者への指導・啓発・協働的な取り組みとともに、広く住民全体に環境保全に関する意識の啓発を図ります。

### 2 計画的な土地利用の推進

#### ①土地利用

住民の安全で快適な暮らしの実現、町の活性化などのため、地域の特性を活かした計画的な土地利用を推進します。

都市的土地利用と農業的土地利用の調和、町の核の形成、住宅地の環境改善と計画的な拡大、商業立地や工場立地の推進、といった様々な観点から、適切な土地利用を規制・誘導していきます。

土地利用の規制は厳格で安定的でなければなりません。社会・経済の変化が激しい時期には、様々な需要に応えるため柔軟に対応することが重要であり、双方の両立に努めていきます。

人口の変化や住民ニーズなど、様々な状況を総合的に勘案しつつ、市街化区域\*の拡大などを検討・推進していきます。

#### ②市街地整備

規制や誘導のみでは望ましい町が実現するとは限りません。実際に市街地を改善していくための「市街地整備事業\*」の実施が必要となります。

町の核の形成、商業集積の推進、交通利便性の確保などの様々な課題に対応するため、土地区画整理事業\*をはじめとする市街地開発事業や、道路や下水道などの都市基盤の整備事業などに

より、市街地の整備を総合的に推進していきます。

現在、事業実施中の鶉地区における土地区画整理事業\*などの早期完成を図る一方で、熟度の高い事業には積極的に投資をおこなっていきます。

## 4-2 生活を支える都市基盤を整えます

### 1 交通・情報などの基盤づくり

#### ①道路整備

幹線道路と生活に密着した道路双方の水準の向上に努めます。

主要幹線道路である国道及び県道の一部においては、朝夕を中心に交通渋滞が発生しており、歩行環境の整備に立ち遅れがみられます。歩道の整備や拡幅・交差点の改良などを、関係機関に要請します。町の活性化や地域住民の交通利便性改善などの観点から、特に重要な路線の拡幅や新設を促進します。市街地整備事業\* などとの連携による整備を図ります。これらにより、機能的な幹線道路ネットワークの形成を図ります。

生活道路網についても、早急に整備を図ります。特に歩行環境の充実、地域特性をふまえた整備に留意します。

#### ②交通安全

交通事故防止のため、総合的に施策を展開します。

ハード面(=物的な整備の観点)では、高齢者などの交通弱者に配慮した歩道の整備や、信号機・道路標識・道路反射鏡などの交通安全施設の設置を推進します。

ソフト面(=仕組みづくりなどの観点)では、交通指導隊や交通安全協会などの関係機関と連携しながら、交通安全教育や交通安全運動を推進していきます。

#### ③交通機関整備

重要な住民の交通手段である鉄道の利便性を確保するため、東武鉄道の運行改善を関係機関に要請するとともに、本中野駅・篠塚駅周辺の改良を図ります。

バスについては、近年開通した公共バスの適切な運行に努め、おうら中央公園付近を交通結節点としての整備を推進します。また、運行形態の改善や路線の拡充を図るとともに、周辺市町との間を結ぶ広域的なバス路線や、町内全体を結ぶ循環バスについて検討していきます。

これらの取り組みにより、総合的な交通利便性の向上を図ります。

#### ④情報・通信・エネルギー基盤の整備

高度情報化時代に対応するため、インターネット環境のさらなるブロードバンド化をはじめ、庁舎そして町内全般の情報通信システムの基盤整備に努めます。

自然エネルギーを活用した公共施設づくりや住宅づくりの誘導など、「省エネルギーの町づくり」を推進します。

### 2 水と緑の空間づくり

#### ①公園・緑地整備

住民の憩いの場であるとともに防災の役割を果たす公園について、設備の充実、子どもの遊び場としての機能の強化などに努めます。遊具の安全対策や落ち葉の処理など、適切な維持・管理に留意します。住民参加の公園づくり、公園管理について検討します。

その上で、公園の偏在の解消、人口増加地区での対応などの観点から、身近な広場の確保や新

たな公園用地の確保に努めます。

平地林については、可能な限り保全に努めます。

公共施設などで率先して緑化に努めるとともに、市街地における緑の充実を促進します。

多々良沼公園・中野沼公園・大黒保安林について環境保全を徹底するとともに、多々良沼公園の県立公園化による整備を要請します。

## ②河川整備

本町には6つの一級河川が流れていますが、地勢的条件から大雨時には出水・冠水などの被害が発生しやすい状況にあります。周辺市町と連携して未整備部分の河川改修を要請していきます。

また、住民の憩いの場としての水辺空間の活用策として、遊歩道の整備をはじめ周辺環境の整備とその有効利用を促進します。

## ③中央公園の周辺整備

シンボルタワーを中心とした一部が完成した中央公園については、その周辺の未整備区域についての整備計画を早期に明確化させます。

魅力的で機能的な新たな「町の核」の形成につながるように、整備を進めます。

## 4-3 安心して快適に暮らせる生活環境をつくります

### 1 良質な住宅地づくり

#### ①住宅の質の向上

町内の住宅について、全般的な質の向上を図り、住民の居住水準の向上や、若い世代をはじめとする様々な人たちの定住を図ります。一人暮らし世帯や高齢者世帯などの居住環境、少子・高齢化や高度情報化への対応、防災や防犯などに留意した住宅づくりの誘導に努めます。

町営住宅について適切な維持・管理に努めるとともに、老朽化した住棟については計画的な整備を進めます。

一方で、民間住宅については、融資制度の活用などによって、良質な住宅の供給を支援していきます。関連事業者との連携により、耐震診断・防犯診断などの導入の可能性について検討していきます。

#### ②宅地の供給

市街化区域内については、計画的な有効利用を誘導して、市街地内部での宅地化を促進します。

土地区画整理事業\* の継続・推進により、人口の増加やより質の高い住宅の取得ニーズに対応した新しい住宅地の供給を図ります。

農業との調和などを前提としつつ、新規の住宅地開発を誘導していきます。

民間の宅地開発事業については、関連法規及び土地開発事業指導要綱\* に基づいた適切な規制・誘導を図っていきます。

#### ③景観形成

魅力ある町づくりのため、景観の向上を図ります。

多々良沼公園や平地林、緑豊かな田園環境など、「おうら」を象徴する自然景観を保全します。歴史的遺産である天然記念物や神社仏閣など、伝統的な景観を保全・活用します。これらの町の個性を大切にするため、街並みを大きく変化させるような施設などは、周辺環境との調和を図ります。

景観形成のよりどころとなる「ガイドライン」や「条例」を、住民と協働して検討を進めていきます。

### 2 衛生的な町づくり

#### ①上水道整備

生活や様々な都市活動を営む上で、今後も確実な水需要が見込まれるため、引き続き安定的な水供給に努めます。

安全で良質な水供給をおこなうため、深井戸からの地下水と「群馬県東部地域水道用水供給事業\*」（県水）との併用により水供給をおこないます。そのための町内関連施設の適切な維持・管理と必要施設の整備をおこないます。また、水の有効利用や節水意識の高揚に努めていきます。

#### ②下水道整備

公衆衛生の改善や、河川などの公共水域の水質汚濁防止などにより、住民の生活水準の向上と

快適な都市生活を実現するため、下水道の整備を引き続き推進します。

推進にあたっては、「流域関連邑楽町公共下水道事業計画\*」に基づいて、広域的な観点から計画的に進めていきます。

供用開始区域の拡大に向けて、財政面などに配慮しながら、効率的な整備を推進していきます。

「流域関連邑楽町公共下水道事業計画」の対象外の区域については、事業効果をふまえつつ農業集落排水事業\*の検討や浄化槽\*の設置を推進します。

### ③排水路整備

大雨時の出水や冠水などの被害を未然に防ぐため、国・県の計画に基づく主要河川、農業幹線排水路などの整備を促進します。

また、既存の排水路網との調整を図りつつ、町の自然的条件に適合した総合的な排水計画を策定し、計画的な排水路整備に努めます。

### ④環境衛生

ゴミやし尿を、適正にしかも効率的に処理することは、環境衛生における最重要テーマです。ゴミ処理については、収集体制及び処理体制の強化を図り、資源の有効利用とゴミの減量化を推進します。

し尿処理については、浄化槽の設置をさらに推進するとともに、収集・運搬体制の改善を図っていきます。

## 3 安心して暮らせる町づくり

### ①消防・救急

住民の生命と財産を守るため、消防・救急の果たす役割は極めて重要であることから、組織・人員・施設・装備などの各面において消防・救急体制のさらなる充実に努めていきます。

### ②防犯

犯罪認知件数の増加などにより、住民の不安が高まっていることに対応して、「防犯の町づくり」を進めます。

警察をはじめとする防犯関係機関との連携により、犯罪の未然防止と的確な事後処理、青少年の非行の防止と健全育成を図ります。

また、防犯に留意した生活環境づくりや、地域ぐるみでの防犯運動などを推進していきます。

### ③防災

地形が平坦である本町では、従来から「水防」が防災の中心テーマでした。今後は、新潟県中越地震をはじめとする大規模地震の頻発などを教訓とし、災害に幅広く対応できる防災体制の充実に取り組んでいきます。

### ④斎場・墓地

安心して終生過ごせる町づくりを推進するには、住民の墓地に対する需要の把握が重要な課題です。新たな墓地の需要がある場合には、公園墓地の必要性を検討していきます。

また、既存の斎場の充実を図ります。

#### ⑤消費生活

消費者問題が多様化・複雑化・高度化していることをふまえ、関係機関などと連携を図りながら、安心して暮らせるよう適切な対応・支援をおこないます。

また、消費者教育の推進や消費者相談事業の充実強化を図りながら、迅速な情報提供に努めます。

#### ⑥住民相談

近年における社会・経済状況の変化にともない、住民の生活様式が多様化は多岐にわたっており、生活上の悩みや不安はますます増加する傾向にあります。

定例開催している相談事業を充実するとともに、住民が安心して相談できる体制づくりに努めます。



## 4-4 やさしさと思いやりのある健やかな暮らしを支えます

### 1 健康を尊重する町づくり

#### ①医療

住民の様々な医療需要に対応できるよう、医療施設や救急医療体制の充実を図ります。

町内の施設と周辺市町の医療機関との連携強化も図ります。プライマリーケア（＝初期医療）やターミナルケア（＝終末医療）への対応を可能とするように体制の充実を図ります。

#### ②健康づくり

2006年（平成18年）に開設予定の保健センターを中心に、各種健康診査の実施や健康相談、健康教育の開催、各種の啓発活動などの健康づくり施策を推進します。住民一人ひとりにふさわしい食生活や運動習慣など、より良い生活習慣を実践し、生涯にわたって適切な健康づくりが可能となるような体制づくりと必要な支援をおこないます。

### 2 すべての人にやさしい町づくり

#### ①地域福祉

自助・共助・公助のバランスがとれ、だれもが住みやすい「福祉の町づくり」を進めます。

その実現に向けて、福祉思想の普及、生活環境の改善、福祉サービスの実施などの各種の施策を総合的に実施します。

住民が自発的な意思で参加する、福祉に関わるボランティア活動やNPO（＝非営利の民間組織）の育成・支援を図ります。

#### ②高齢者福祉

高齢者が健康で生きがいのある生活を送れるように支援をおこないます。家庭・地域社会・行政との連携により、総合的な視点から高齢者福祉施策を推進します。

住み慣れた自宅での生活を可能とする観点からの「在宅福祉サービス」を重点とし、施設でのケアを必要とする人たちには「施設サービス」の充実を目指し、そのための施設の充実、人材の確保をはじめとする体制の拡充を図ります。

保健・医療・福祉の各分野の連携、情報の共有化、交流の促進、介護保険法\*に基づく事業の適正推進、といった高齢者の生きがいづくりなどに取り組みます。

#### ③障害者福祉

障害者が地域の一員として自立した生活を送れるよう、住民の理解と協力のもとに、障害者を取りまく社会環境の整備に努めます。

障害者の自立更生に向けて、地域生活の支援、サービス提供体制の整備、精神保健福祉施策、医療体制の充実など、きめ細かな福祉施策を推進します。あわせて、相談・指導体制の充実強化と心身障害児の早期発見・早期療育に努めます。

#### ④児童福祉

少子化対策として策定した「次世代育成支援行動計画」に基づいて、町の将来を担う児童の健

全な育成と、安心して子どもを産み育てることができるようにするための児童福祉施策を展開します。

児童の発達段階や育成環境の変化などに対応した施策を推進する一方で、児童館の充実など、「子どもにやさしい町づくり」を進めます。

共働き家庭の増加、核家族化や少子化の進行といった保育需要の変化や多様化の動きをふまえて、保育体制の充実を図っていきます。

#### ⑤ひとり親福祉

ひとり親（母子・父子など）家庭が、健全で安定した生活が営めるように、きめ細かな支援をおこないます。

関係機関との連携のもと、相談・指導、生活援助などの施策を総合的に進めます。

#### ⑥社会保障

生活保護世帯や戦没者の遺族・戦傷病者などへの支援をおこないます。

住民への国民健康保険制度や介護保険制度\*の周知に努め、国民年金制度への加入促進を図ります。

国・県の動向や社会・経済の変化に影響を受ける分野ですが、可能な限り安定的な支援実施と制度運用に努めていきます。

## 4-5 創造性と個性を大切にした教育・文化を育てます

### 1 生涯学習社会の確立

すべての人々が生涯を通していつでも、どこでも学ぶことができるよう、生涯学習の環境充実に努めます。生涯の各時期に応じた様々な学習機会の提供に努めます。

住民の学びを支援するため、組織や機関を超えた推進体制の確立に努めます。

### 2 質の高い学校教育の推進

#### ①幼児教育

遊びを通じた様々な体験により、幼児の健やかな成長と発達を図るため、幼稚園での教育を中心に幼児教育の充実に努めます。一人ひとりの個性を大切にされたきめ細かな指導に努めます。

保護者の幼稚園に対する期待の高まりや多様化に応えるため、教育内容の充実、健康管理や安全管理の徹底、地域・小学校・保育園との交流などを進めます。

#### ②義務教育

次世代を担う子どもたちを、健康で創造性と個性に富んだ心豊かな人間に育成することを目指して、適切な学校教育施策を推進します。児童数・生徒数が減少傾向にありますが、特色ある学校づくりに努め、一人ひとりの個性を大切にされたきめ細かな教育をおこなっていきます。

外国語・情報技術・ボランティア活動など、様々な分野に関する学習機会の提供に努めます。

#### ③教育研究所

教職員一人ひとりが、各々の自覚に基づいて自己研鑽を図ることを前提に、適切な研修機会を提供していきます。

教育研究所の研究成果を活用するなどして、教職員の能力向上を図ります。

高等教育機関の設置・誘致の可能性を検討していきます。

#### ④環境整備

幼児・児童・生徒が、快適に学び成長できるように、その基盤となる環境整備をおこないます。

### 3 社会教育の振興

#### ①社会教育

地域の教育力の向上を目指し、住民各層の課題に応じた事業を実施して社会教育の充実強化に努めます。また、社会教育施設を核に学校や各種団体の相互連携を強化し、住民が主体となった地域全体での社会教育振興への取り組みを進めます。さらに、こうした取り組みを支援する職員体制の充実に努めるとともに、住民の社会教育活動の拠点となる施設の整備・改善を進めます。

#### ②社会体育

生涯スポーツの観点に立ち、社会体育の充実強化に努めます。また、住民の自主的なスポーツ振興への取り組みを支援します。さらにスポーツ施設や指導体制の充実に努めます。

## 4 薫り高く個性的な文化の町づくり

### ①文化財保護

先人の残した有形無形の貴重な文化財を保護・保存して後世に伝えます。また、文化財を各種の事業で活用しながら、住民の文化財に対する理解を深める取り組みをおこないます。さらに、こうした取り組みの拠点となる施設の整備を進めます。

### ②芸術文化振興

優れた芸術文化に接する機会の拡充に努めるとともに、新たな文化創造への取り組みに努めます。また、住民の自主的な文化振興への取り組みを支援します。

## 4-6 活気とにぎわいのある産業活動を支援します

### 1 活力ある産業の振興と創造

#### ①農業

農業や食糧をめぐる大きな情勢の変化がみられる中、農業の持続的な発展と多様なニーズに対応した農業経営が課題となっています。米づくりをはじめとする本町の農業の本来あるべき姿を考え、農業生産基盤の整備、地産地消\*の推進、食の安全・安心の確保、優良農地の保全と有効利用、多様な農業経営による発展に向けた支援などを推進します。

今後も農業者の減少と高齢化が見込まれる中、効率的で安定的な農業経営を可能とするため、意欲のある担い手の育成・確保、新規参入の促進などに取り組みます。

また、農業のもつ食糧供給にとどまらない多面的な機能に着目して、総合的な視点から農業の振興を図ります。

#### ②工業

本町の経済基盤の中核を担う製造業を中心とする工業振興に取り組みます。

町と事業者をお互いのパートナーとして位置づけ、互いの信頼のもと、創造力あふれる工業の実現に向けた各種の支援をおこなっていきます。

新技術や新製品の開発の重要性を再認識した事業展開を推進し、工業団地などに立地する既存工場のネットワーク化を進めるとともに、鞍掛第三工業団地の未分譲地への優良企業の誘致などを図ります。

中小零細企業のサポート強化を図るとともに、新規事業者への育成支援を推進します。

#### ③商業

消費購買力が町外に流出する現状を打開するため、にぎわいと魅力ある商業地の形成などの施策に取り組みます。

意欲ある商業者とさらに連携を強め、商業の活性化を図ります。

大型商業施設進出の動向を視野に入れ、個性ある店舗の推進や経営革新を促進するとともに、駐車場の整備や良質な景観の形成など、商業活動を取り巻く周辺環境をさらに整備し、きめ細かな事業支援を推進します。

### 2 多様な振興策の推進

#### ①観光・レクリエーション

美しい自然と貴重な観光資源を保全・活用しつつ、町の産業としての観光とレクリエーションの振興を図り、創造性豊かな町の形成を図ります。

そのため、訪れる人々に魅力的で安らぎとおいしいのある時間や空間の提供、観光客を迎え入れる体制の整備を図る一方で、情報通信網の高度化を活用した新たな施策の展開を検討していきます。

多々良沼公園県施行区域の整備推進を要請しつつ、シンボルタワーを中心とするおうら中央公園とともに本町の観光レクリエーションの拠点として育成を図ります。

拠点周辺の整備を推進するとともに、観光拠点のネットワーク化を図ります。

## ②新たな産業

情報化や国際化・高齢化の進展などにもなう住民ニーズの多様化に対応するため、既存産業の枠にとらわれない新たな産業や協働活動を支援するための組織の整備や制度の創設を図ります。

魅力ある住環境づくりをはじめ、各種の機能を強化する総合的な町づくりを長期的視点にたっておこなうことで、各種の新しい産業の萌芽を支援し、町の活性化を図ります。

## 3 安心して働ける環境づくり

### ①雇用対策

雇用形態の多様化や就労意識の変化に対応して、きめ細かな就職支援を図ります。

働く意欲のある人たちに就業の場が提供されるよう、関係機関との連携により雇用の安定・促進に努めます。

就業情報の提供や相談体制の充実を図り、若者の就業意欲の向上や中高齢者・女性・障害者などの雇用対策をきめ細かく推進していきます。

### ②勤労者福祉

安心して働ける労働環境を整え、より快適なものとするため、勤労者のための福利厚生施設の有効活用をはじめ、勤労者支援策の充実・強化を図ります。

事業所間の交流機会の確保・拡大を支援します。

## 4-7 心のふれあう対話の地域社会をつくります

### 1 温かいコミュニティづくり

#### ①コミュニティ活動

温かい人間関係が保たれ、互いに信頼と連帯感を感じることでできる明るい地域社会の形成に向けた施策を展開します。

町内 34 の行政区を単位として地域集会施設の整備をはじめとする事業を進めていますが、今後この単位を基本に、地域活動をより活発化させ地域社会の保全と再生に努めていきます。

文化・教養、スポーツなどの様々な分野において、住民の主体的で創造的な活動を育成・支援し、地域に密着したコミュニティ活動の展開を図ります。

社会教育活動などと連携しつつ、コミュニティ活動のための施設整備や情報提供、組織化などに取り組み、心ふれあう地域づくりに努めます。

#### ②地域間交流

近隣市町をはじめ、県境を越えた地域、自然環境や生活環境の異なる地域などとも交流を推進し、住民レベルでの相互理解と友好の促進を図ります。

その結果として、友好都市\*・姉妹都市\*などの締結を目指します。

#### ③国際化と国際交流

さらなる国際化の流れに対応していくため、世界に目を向けた行政をおこないます。

既存の交流事業の維持・充実を図るとともに、民間国際交流の支援や外国語教育の充実などを進めます。

諸外国の行政や社会・文化・産業などに関する学習・研究活動の活発化を図ります。

外国人が安心して暮らせる町づくりを進めます。

### 2 人を大切にしたい町づくり

#### ①人権施策

かけがえのない人権を守り、すべての人が大切にされる地域社会を目指し、人権の尊重を基本にした行政を進めます。社会のあらゆる差別の撤廃に向け、啓発事業や相談事業などに取り組みます。

#### ②男女共同参画

性別により差別されることのない、また、女性の一層の社会参加が促進された「男女共同参画社会」の実現に向けて、多角的観点から施策を推進します。

#### ③青少年施策

町の未来を担う青少年を、少年期から青年期にいたるまで総合的に支援し、町ぐるみで守り育てていきます。

青少年の健全育成を推進する体制の確立に努めます。

## 4-8 的確な行財政運営と住民参加を進めます

### 1 的確な行財政運営の推進

#### ①行政運営

行政需要の増大と多様化・高度化、そして変化しつつある住民のニーズに迅速・正確・的確・柔軟に対応するため、行政運営や公共施設のあり方を検討・見直していきます。行政の役割の再検討、執行体制の適正化、高度情報化への対応、政策の進行管理\*と評価のためのシステム構築などをおこない、庁内体制の再編や特定の事業に対応するプロジェクトチームの編成などを検討していきます。

庁舎の移転・新築を現在検討中ですが、その実現時には、住民サービスの向上につながるように様々な配慮をおこないます。

#### ②財政運営

限られた財源で最大の効果をあげるため、財源の確保と歳出の節減・効率化の双方に努めます。

国と地方との役割分担など、地方財政をめぐる新しい動きを的確に捉えつつ、財政状況の分析をおこない、財政の健全性を将来にわたって維持します。

#### ③広域行政

交通網の整備や情報通信手段の発展にともない、住民の行動範囲は市町村の枠を超えて広がっており、広域的に対応すべき課題が増加してきています。この状況に対応するため、周辺市町や県などとの間で緊密な連携を図りつつ、広域行政を進めていきます。

周辺市町との共同での施設建設や共同利用、イベントの開催などを検討・実施していきます。

将来の周辺市町との合併の可能性を継続的に検討すべき事項として、住民を含めた議論・検討をおこなっていきます。

### 2 住民参加と協働の推進

住民・事業者・行政の間で相互の理解と信頼関係を築き上げ、互いの協力と連携により各種の取り組みを進めます。その実現に向けて、住民意見をさらに反映するために協議の場の設置など、住民総参加の町づくりに取り組みます。

町の広報誌やホームページなどの広報媒体の充実を図ります。行政区などを通じた広報・広聴の仕組みについて、検討・充実していきます。

町づくり全般にわたり、住民参加と情報の共有に努め、住民・地域・行政相互のパートナーシップに基づいた協働の町づくりを推進します。